

理をした後に、排出し、又は廃棄しなければならない。<sup>12</sup>

事業者は、病原体による汚染のおそれの著しい業務に従事する労働者に使用させるために、保護手袋、保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具、履物等適切な保護具を備えなければならない。<sup>13</sup>

事業者は、保護具又は器具の使用によって、労働者に疾病感染のおそれがあるときは、各人専用のものを備え、又は疾病感染を予防する措置を講じなければならない。<sup>14</sup>

事業者は、病原体によって汚染のおそれの著しい作業場においては、作業場外に休憩の設備を設けなければならない。<sup>15</sup>

事業者は、身体又は被服を汚染するおそれのある業務に従事させるときは、洗眼、洗身若しくはうがいの設備、更衣設備又は洗濯のための設備を設けなければならない。<sup>16</sup>

---

1 感染症法第 12 条第 1 項

2 感染症法第 69 条第 1 項第 1 号

3 医療法第 6 条の 10、医療法施行規則第 11 条第 2 項

4 「医療施設における院内感染の防止について」(平成 17 年 2 月 1 日医政指発第 0201004 号)の(別記)

5 医療法第 24 条第 1 項、医療法第 25 条第 1 項、医療法第 29 条第 1 項第 3 号

6 医療法第 15 条の 2、医療法施行令第 4 条の 7、医療法施行規則第 9 条の 7~15、「病院、診療所等の業務委託について」(平成 5 年 2 月 15 日指第 14 号)

7 基本診療料の施設基準等」(平成 18 年厚生労働省告示第 93 号)、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成 18 年 3 月 6 日保医発第 0306002 号)

8 労働安全衛生法第 22 条第 1 項第 1 号

9 労働安全衛生法第 23 条

10 労働安全衛生規則第 35 条第 1 項第 5 号

11 労働安全衛生規則第 61 条第 1 項 1 号

12 労働安全衛生規則第 581 条

13 労働安全衛生規則第 593、594 条

14 労働安全衛生規則第 598 条

15 労働安全衛生規則第 614 条

16 労働安全衛生規則第 625 条 1 項